

会議の 公開・非公開の別	公開	【開催日】令和2年7月15日(水) 【時間】13時00分～15時00分		
会議録の 公開・非公開の別	公開	【場所】岸和田市役所 新館4階 第1委員会室 【傍聴人数】0名		
【名称】令和2年度第3回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
中川	山本(宏)	相川	池内	山本(政)
○	○	○	○	○
《施設所管課》生涯学習部スポーツ振興課：庄司課長、田中担当主幹、南担当員 建設部建設管理課：岸課長、佐藤主査 《事務局》財務部：坂井部長 行財政改革課：新内課長、濱口担当員、甲地担当員				
【議題等】				
1. 岸和田市民道場心技館における指定管理者の審査関係資料の審査				
2. 市営自転車等駐車場（市営東岸和田駅自転車等駐車場を除く。）における指定管理者の募集関係資料の審査				
3. その他				
1. 岸和田市民道場心技館における指定管理者の審査関係資料の審査				
施設所管課（生涯学習部スポーツ振興課）より岸和田市民道場心技館の審査基準について説明				
【質疑・意見概要】				
委員：仕様書の「利用に関する業務」のなかで、施設の優先利用については市教育委員会と十分な協議・調整を図ることとしているが、これは施設の優先利用を認めることが前提となっているのか。				
所管課：基本的には市の行事等に限り、優先的な利用を認めるという考え。事案ごとに判断することとなる。				
委員：これまでも議題となってきたが、4武道（柔道、剣道、空手道、居合道）の事業について、協議のうえ優先利用を認めるということか。				
所管課：市で指定管理事業として位置付けている4武道教室について、年間を通して優先利用となっている。				
委員：4武道教室の使用時間（各武道教室1回2時間、年間各50回）を勘案すると、週の大部分が優先利用による利用となろうかと思う。利用の公平性の観点からすると問題があるのではないか。また、4武道教室の開設が指定管理事業と位置付けられるならば、実質指定管理者となりうる事業者はノウハウ等経験のある現指定管理者のみとなってしまうのではないか。				
所管課：4武道教室について、毎週月曜日から木曜日までの夕方の時間帯を利用している状況。これら以外の金曜日、土曜日、日曜日、及び平日の日中の時間帯については一般利用可能な状態となっている。				
委員：現在の心技館の開館状況について、仕様書において午前9時から午後9時までとなっているが、4武道教室を行っている月曜日から木曜日の夕方以外の時間帯は、一般利用の				

ために開館されているのか。また、一般利用のために開館されていることは対外的にPRされているか。

所管課：一般利用のために開館されている。大々的なPRまでは行っていない。

委員：一般客の利用や貸館業務、観光としての施設見学者の受け入れ等、公の施設としての利用のされかたがあると思うが、仕様書における指定管理事業の内容に含まれておらず、一般に広く開かれた武道館であると言い難い。公の施設の指定管理者とするならば、4武道教室以外の利用促進をどのように行うのかといった審査項目が必要ではないか。

委員：4武道の独占的な利用が色濃く出ており、一般利用を促進するという部分が見えてこない。「自主事業」の項目に「施設の利用促進」が掲げられているが、自主事業はあくまで指定管理者が自らの責任において自主的に行う事業であり、貸館業務や一般利用の促進等は本来市の指定管理事業又は企画提案事業として位置付けるべきでは。

委員：以前心技会から、4武道教室の利用を優先し、その他の団体や教室での利用申請があった場合、他の体育館や公民館へ振り分けているという回答があり、その後は是正する旨の説明があったと記憶している。

委員：仕様書「(2) 利用に関する業務」に「⑥利用料金の減免及び還付に関する業務」とある。以前特定の減免等による優遇措置は是正していく旨の説明を受けたが、改善されていないのか。

所管課：市が行うお城まつりや消防出初式等、市の関連行事が主な減免対象となっており、優遇措置になりうるような減免は行っていない。他の公共施設やスポーツ施設と同様の運用である。

委員：本施設は災害時の指定避難所に指定されている。前回耐震工事が未完了だと聞いていたが、現在の状況を聞きたい。

所管課：平成25年に耐震診断をし、その際耐震化補強工事が必要だと診断されている。しかし、現在に至るまで補強工事はできていない状況。指定避難所に関しては、防災部局が指定するものであり、現状の施設状況のなかで活用を図っていくものである。

委員：今回の指定管理期間は3年となっている。前は指定管理期間5年となっていたが、今回3年とする理由を聞きたい。

所管課：スポーツ振興課では心技館のほかに、体育館や運動広場といったスポーツ施設を所管している。これらの指定管理期間が令和5年度末までとなっており、今後は心技館を含めたスポーツ施設として一体的に運用や施設のありかたを検討したいと考えているため、指定期間を3年とし、指定管理期間の終期を揃えたいと考えている。

委員：審査基準の「(8) 安定的な管理運営が可能となる経理的基盤」の項目で、配点が4点なのは少し配分が少ないように思う。他の項目の配点を考えた結果だと思うが、全体とのバランスを考慮したうえで検討してほしい。

委員：心技館が公の施設となった経緯や、その際に指定管理者制度を導入するにあたって、関係団体との調整に苦慮したところは、当審査会委員も承知している。しかし、公の施設となった以上は、市の考えや公の施設としてのありかたを、所管課から関係団体にしっ

かり説明し理解してもらう必要があると考えており、その時期にきていると考える。
また、仕様書中の「自主事業」の定義がされておらず、わかりにくい。「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」に書かれているとおりであるならば、リスク分担の観点からも、その旨を記載し明確にしておく必要がある。本施設は利用料金制であるのか。

所管課：本施設は利用料金制である。

委員：であるならば、仕様書に提示する各事業の扱いをもう一度整理する必要があるのではないか。運用指針で示されているとおり、指定事業と自主事業の利用料金は扱いが異なる。

委員：仕様書「5 業務関係」の「(5) 自主事業」の項目に「②施設の一般利用等を阻害する恐れのない事業」とある。指定事業の4 武道教室はこれに含まれないと解釈するが、ここでいう「一般利用」とは何を指すのか。

所管課：4 武道教室の利用者を除く、そのほかの利用者すべてを指す。

委員：一般利用の促進は指定事業又は企画提案事業として実施させるべきではないか。また、心技館は4 武道教室以外の時間帯において一般利用可能とのことだが、それが市民に分かる形で広報されていない。ウェブサイトにも利用方法等が掲載されていないので、利用したい場合にこういった手続きが必要になるのかもわからない。

委員：各委員の意見を総括すると、本仕様書は、指定事業たる4 武道教室と、これら以外の一般利用との区分がわかりにくく、判別しにくい。また、施設利用の促進を謳われている項目が自主事業であるため、必ずその取組がなされるようになっていない。貸館事業に関する記載もない。4 武道教室が実質独占的に使用しているように見えてしまう。

委員：市のウェブサイト等で施設の空き状況等はわかるようになっていないか。

所管課：市ウェブサイトで空き状況はわからない。

委員：開館時間や利用申請の方法等を市ウェブサイトで公開し、広くPRするようにしてほしい。

委員：「(5) 自主事業」にある「①施設の設置目的に合致し、効果を高める事業」、「③施設の利用促進を目指す事業」、「④その他、指定管理者の専門的なノウハウを活用した事業」は、企画提案事業の区分とするべきではないか。

委員：審査基準における「(6) 利用拡大のための取組み」の項目で、「⑬各年度の事業計画の内容は適切か」となっているが、事業者からの提案時に、利用拡大に取り組んでいるかどうかを判断できるような書類が提出されるということか。以前、施設利用の申請が出ていない時間帯は施設を閉めている旨聞いているが、例えば人員を施設に常駐させて利用の拡大を図る等の事業計画が考えられる。

委員：冒頭で施設の開館時間は午前9時から午後9時までと確認したが、4 武道教室又は事前の利用申請が出ていない時間帯は実際には閉館しているということか。

所管課：施設の開館時間は午前9時から午後9時までであるが、実際には不在の時間帯がある。あらかじめ使用の申請がある時間帯は人員を配置し、開場と施設監督を行っている。利用申請の提出は使用したい日の1 週間前までとなっていることもあり、利用のない時間帯は施設に管理者不在となるが、電話問合せは転送電話で常に管理者に繋がり、対応できるようにしている。

委員：そのような運用とすることは仕様書で全く触れられていないが、なにか規則等で規定があるのか。

所管課：利用申請の期限については、岸和田市民道場設置及び管理条例施行規則において、使用日の3箇月前に当たる日から使用日の7日前までと定められている。

委員：利用の予定がなければ閉めていてもよいというのは何に規定されているのか。

所管課：規定はされておらず、運用上の取扱いとなっている。

委員：今後の心技館の公の施設のありかたとして、今の管理状況が過渡期の段階ととらえるか、現指定管理者にこの先も管理をお願いしていくのか、行政としての判断が必要となる時期がくると考えている。今の状況がこのまま続くとしても、より透明性・公平性が求められる。今後のことを勘案し、現指定管理者に対してもきちんとした説明が必要で、公の施設としての本来あるべき姿を理解してもらう必要がある。

2. 市営自転車等駐車場（市営東岸和田駅自転車等駐車場を除く。）における指定管理者の募集関係資料の審査

施設所管課（建設部建設管理課）より市営自転車等駐車場（市営東岸和田駅自転車等駐車場を除く。）における指定管理者の募集関係資料について説明

【質疑・意見概要】

委員：事業者が共同事業者の場合、連帯責任の負担割合をあらかじめ市に届け出ることとしているが、これは市に届け出られた内容をそのまま市が承認するということか。

所管課：運用指針で規定されている内容であり、施設所管課としては指針に則って運用しているところ。

委員：単なる届け出だけで市が承認するようなものでないならよいが、共同事業者間での取り決めを市が承認するという立場をとるならば、責任負担能力の低い事業者が大きな負担を負うような形となっていた場合に、市のリスクが大きくなってしまう。

所管課：確認する。

委員：今回利用料金制ではなく、使用料に改めたのはどういった経緯か。

所管課：これまで利用料金制を敷いていたが、今般人件費が上昇してきており、また、利用者数も年々右肩下がりとなってきており、事業者が利用者数の見込みから利用料金及び納付金を算定することが今後困難になると予想されることから、指定管理者による安定的な施設の管理を実施してもらうため、また、より多くの事業者からの申請を募るために、今回使用料に改めることとなった。

委員：審査基準の「プレゼンテーションの対応に関すること」において5点の配点がされているが、プレゼンテーション能力を評価することで「会社として適材適所に人員配置できているかどうか」の評価が可能なのか、疑問である。

所管課：指定管理者候補者選定に際し、会社として十分なプレゼンテーション能力のある人材を配置できているかどうかで評価したいと考え、審査基準としてこの項目を設けた。

委員：判断が難しいと思われるので、審査項目「(11) プレゼンテーション能力」は削除した

ほうがよいのでは。

所管課：審査項目「(11) プレゼンテーション能力」は削除するものとし、配点5点は他の審査項目に分配する。

委員：これまで利用料金制による運用をしており、今回使用料へ変更するとのことだが、利用者から支払われた使用料を市に収めてもらうことになるという理解でよいか。

所管課：お見込のとおり。利用料金は指定管理者の歳入となるものであり、使用料は市の直接歳入となるもの。使用料とした場合、利用者から支払われた料金は一旦指定管理者が預かり、別途市が定める方法により市へ納付される。

委員：募集要項4ページ、「＜参考＞指定管理業務及び自主事業」の表において、利用料金の文言が記載されているが、これは何を指しているのか。

所管課：本表は「公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」に記載されている表を参考としてそのまま引用しているものであり、今回の仕様において利用料金は一切関係ない。紛らわしいため「利用料金」の記述は削除するものとする。

委員：現指定管理期間は5年であり、今回の指定管理期間は3年となっているが、これは後発の東岸和田駅自転車等駐車場の指定管理期間と終期を揃えることが理由か。

所管課：お見込のとおり。

委員：今後は東岸和田駅自転車等駐車場も含めた形で指定管理を一本化する考えか。

所管課：一本化するのかグルーピングするのはこの3年間で検討していきたいと考えている。

委員：昨年度に前指定管理者の取り消しがあったということもあるが、本来駐輪場は利用料金制であるほうが事業内容の充実化等が図れ、メリットがあると考えている。条例改正にあたりどのような議論がなされたのか。

所管課：人件費の高騰や利用者の減少状況等を踏まえ、本市の今後の駐輪場の運用方針として、使用料による運用が望ましいと判断した。また、今般の新型コロナウイルス感染症のような自然災害等により、この先の利用者数も見通せない状況にあることも一因である。市から指定管理料を支払うことで、より安定的な運営が可能となる。

委員：前指定管理者が取り消しとなったのは、単にその事業者の体質に問題があったとも考えられるが、そのあたりの検証がどのようにされたのかも気になるところ。難しいかもしれないが、応募の際に事業者が「利用料金」又は「使用料」のどちらかを選択できるような条例改正も選択肢としてあったのではないか。

事務局：今回使用料へ転換した背景を一部補足する。前指定管理者に問題があり、指定取り消しとなったことも要因のひとつであるが、同時に、年々利用者数が右肩下がりに減少しており、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響で今年3月以降の利用者数が激減していることも大きな要因となっている。この状況がいつまで続くか、またいつ同じ状況になるやもしれない社会情勢のなか、利用者を見込めないことは提案する事業者にとっても大きなリスクとなるため、今回使用料へ改めることとなった。

また、応募の際に事業者が「利用料金」又は「使用料」のどちらかを選択できるような

方法は可能か、とのことだが、「利用料金」又は「使用料」のどちらとするかを条例において明らかにしておくべき（市法規担当の見解）とのことである。今回の指定管理期間は3年間であるので、次回公募時の社会情勢等を勘案し、市にとってよりメリットのあるほうを選択したいと考えている。

委員：仕様書3ページ目「6. レンタルサイクル事業（だんじりん）の運営協力」の項目について、この事業の位置付けは自主事業となるのか。

所管課：今回使用料に改めることに関連し、本事業による収入を市の歳入から切り離すために、自主事業の取扱いとして考えている。応募する事業者にも事業の区分がわかりやすいよう、自主事業と明記している。

委員：了解した。提出様式において、指定事業の内容と自由提案の内容を分けて記述できるようにしておいたほうが、応募者に対しより親切かと思われる。

委員：修繕費について、年間50万円以上かそれ以下かで分けているが、これは年間の合計金額の上限で、50万円を超える修繕は別途市で行うのか。

所管課：お見込のとおり。元々は税法上の観点から修繕1件あたりの上限を50万円と定めていたが、近年は、毎年多数の修繕が発生している状況で、多くは施設の老朽化による比較的少額の修繕となっている。市の施設は本来市が修繕すべきところであり、軽微な修繕に限り指定管理者が実施するところとしている。

委員：審査基準について、「(2) 提案金額の評価と収支計画の実現可能性」の「④提案価格の評価」の配点は、施設の類型から考えて25点で適正か。

所管課：公の施設の指定管理者制度に係る運用指針において、駐輪場は主に施設の管理がメインとなる施設として、施設類型Ⅳ類に分類されており、価格評価の配点は本来30点となっている。しかしながら、昨年度に前指定管理者の経営状況の悪化により指定取り消しがあったことを踏まえ、「(8) 安定的な管理運営が可能となる経理的基盤」の項目へ5点配分している。

委員：「(3) 施設・設備の維持管理の内容」や「(4) 施設の設置目的及び市が示した管理運営方針に関する取組み」、「(5) サービス向上のための取組み」等がそれぞれ5点となっており、他項目の配点とのバランスに少し不安を覚える。また、「(9) 法令遵守」及び「(10) 緊急時対策」の項目が合わせて10点の配点としているところ等、採点しにくい配点となっている項目がある。異なる項目だと思われるので配点も分割するようお願いしたい。

委員：審査基準における「(8) 安定的な管理運営が可能となる経理的基盤」のうち「㉓金融機関、出資者等の支援体制は十分か」について、この審査項目の判断材料となりうる資料は提案事業者から提出されるか。どのような資料を想定しているか。配点にもウエイトがある。

委員：募集要項8ページにおいて、提案事業者へ決算書の提出を求めており、その内訳や、税理士法第33条の2に規定する書面及び公認会計士による監査証明書等も作成されてい

る場合には提出されるので、それらの内容から相対的にある程度の判断をするということになるかと思われる。

所管課：昨年度の前指定管理者取消の件があるため、担当課としても事業者の経理的な健全性には相応のウエイトを置きたいと考えている。

委員：「㉓金融機関、出資者等の支援体制は十分か」の項目は「㉒団体の財務状況は健全か」に含める形でもよいのでは。

所管課：㉓は㉒に含めることとする。

事務局：審査基準の各項目については、公の施設の指定管理者制度に係る運用指針資料集にひな形として提示しているものである。金融機関との取引明細等で審査することはできるが、取引金融機関が多いからといってそれが支援体制の充実に結び付くものでもないので、今後見直すことも含め検討したいと考える。

委員：審査基準について、「(2) 提案金額の評価と収支計画の実現可能性」の「④提案価格(指定管理料又は納付金)の評価」と記載されているが、今回納付金は発生しないのでは。

所管課：誤りであるため、「又は納付金」の部分を削除する。

委員：指定管理料は市が決めるのか。

所管課：市では指定管理料の上限額を設定する。事業者は仕様書の内容に応じた指定管理料を各々提案し、市はその提案された指定管理料を採点計算式に従い、点数を算定する。

委員：自主事業となっているレンタルサイクル事業だんじりんについて、事業売り上げはどの程度のものか。

所管課：本事業は岸和田 TMO(事務局：岸和田商工会議所)が、駐輪場の指定管理者に対し業務委託を行い実施している。およそ78万円程度の委託料となっている。

委員：その委託料は指定管理者の収入となるとの理解でよいか。

所管課：お見込のとおり。

委員：駐輪場は定型型のサービス供給施設であるので、公の施設の指定管理者制度に係る運用指針における施設管理重視型に分類され、提案価格の評価割合が相対的に高くなることは一定認めているが、今回の駐輪場の審査基準における「⑤収支計画の実現可能性はあるか」の項目の配点が、指針で提示している割合よりもやや高く設定されている。提案価格の配点と合わせると40点となり、これほどのウエイトとする必要があるのか。

所管課：昨年度の前指定管理者取消の件があるため、この配点とした。

委員：低い提案価格で高得点を稼いだとしても、収支計画の実現可能性の項目でチェックをかけるとの理解でよいか。

所管課：お見込のとおり。

委員：審査基準について、例えば3つの「審査の視点」で配点が5点等となっているが、審査時には個別の「審査の視点」で点数化していくので、各2点ずつの合計6点とするような配点としてほしい。他の項目についても割り切れる配点となるよう調整願いたい。

委員：審査基準について、「(3) 施設・設備の維持管理の内容」の項目、特に安全管理体制は、駐輪場の管理における生命線となりうる部分だと思われる。⑥～⑧は各3点とする等、配点を高くしてもよいと考える。

委員：自主事業について、レンタルサイクルは先ほど説明があったところだが、他にも想定しているようなものはあるか。

所管課：岸和田市は（鉄道や国道等により）南北の移動の利便性はよいが、東西の移動が比較的不便な傾向にある。そこで、南海線とJR線の駅間をつなぐシェアサイクルのような事業提案を望んでいる。東岸和田駅自転車等駐車場と指定管理期間の終期を今回合わせる形としており、総合的な検討をしたいと考えている。

3. その他

事務局より、今後の岸和田市指定管理者審査委員会の開催予定等スケジュールについて説明

第4回岸和田市指定管理者審査委員会：令和2年8月5日（水）10時～12時（通知済み）

- 【案件】 1. 大沢山荘における指定管理者の審査関係資料の審査
2. 岸和田城・だんじり会館・市営駐車場における指定管理者の審査関係資料の審査
3. 高齢者ふれあいセンター朝陽における指定管理者の募集関係資料の審査

第5回岸和田市指定管理者審査委員会：令和2年9月21日の週に開催を予定

- 【案件】 1. 自泉会館の指定管理者候補者の選定（予定）
2. 心技館の指定管理者候補者の選定（予定）

第6回岸和田市指定管理者審査委員会：令和2年10月12日の週に開催を予定

- 【案件】 1. 大沢山荘の指定管理者候補者の選定（予定）
2. 岸和田城・だんじり会館・市営駐車場の指定管理者候補者の選定（予定）

第7回岸和田市指定管理者審査委員会：令和2年11月9日の週に開催を予定

- 【案件】 1. 高齢者ふれあいセンター朝陽の指定管理者候補者の選定（予定）
2. 駐輪場（東岸和田駅を除く）の指定管理者候補者の選定（予定）

第5回～第7回の日程及び時間については、改めてメールで日程調整する旨説明。

また、モニタリングのヒアリング実施日程については、11月又は12月での開催を想定しており、今後日程調整させて頂く旨説明。

以上